◎新潟県告示第92号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第52条第１項の規定により、村山昭一ほか３名から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の２第１項の規定により適当と決定したので、平成28年１月18日から平成28年２月15日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年１月15日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地区名 （換地区名）	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
十日町市 村山昭一ほか３名	上川手 （全換地区）	区画整理（非補助）	換地計画書の写し	十日町市役所

１　この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県十日町地域振興局長に申し出ることができる。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内（処分について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。